

第3期イノシシ管理計画

令和4年4月

兵庫県

目 次

1	管理すべき鳥獣の種類	1
2	計画の期間	1
3	計画の対象区域	1
4	計画策定の目的	1
5	これまでの経過と現状	
(1)	これまでの取り組み	1
(2)	評価	1
(3)	現状	2
6	管理の基本的な考え方	3
7	管理の目標	
(1)	農業被害の半減	3
(2)	生息密度の低減	3
(3)	人身被害や生活環境被害の解消	3
8	目標達成のための方策	
(1)	被害防除	3
(2)	生息密度の低減	5
(3)	生息環境管理	5
(4)	豚熱等感染症対策の実施	5
(5)	その他管理を推進するために必要な事項	5
9	モニタリング等調査研究	
(1)	生息状況調査	6
(2)	被害調査	6
(3)	生息環境調査	6

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

2 計画の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

3 計画の対象区域

兵庫県全域

4 計画策定の目的

- (1) 農業被害の軽減
- (2) 生活環境被害と人身被害の解消
- (3) 地域個体群^{※1}の健全な維持

※1 地域個体群：ある生物種の地域的な集まり。獣類では大きな河川や市街地、道路等で分断されることが多く、分断が長く続くとその地域特異の遺伝的形質を持つようになる。本県の場合、本州部と淡路島の二つの地域個体群に分かれると考えられる。

5 これまでの経過と現状

(1) これまでの取り組み

イノシシによる農業被害は高い水準で推移し、各地域の農業振興の大きな障害となってきた。また、六甲山系に隣接する市街地では、餌付け等により人馴れしたイノシシによる生活環境被害や人身被害が問題となってきた。

このため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づくイノシシ管理計画を、森林動物研究センター^{※2}の調査研究結果を踏まえ策定し、適切な防護柵の設置など被害対策の推進と、平成29年度からは指定管理鳥獣捕獲事業による県主体の捕獲の実施やストップザ獣害事業による地域主体の捕獲の強化、平成30年度から狩猟報償金制度の創設、令和元年度からは獣害対策チームによる被害対策の総合的な支援に取り組んできた。

また、六甲山系のイノシシ対策として、餌付け防止や生ゴミの適正処理などの普及啓発に継続して取り組むとともに、平成28年度からは都市部出没イノシシの捕獲に対し経費の一部を支援するなど、生活環境被害等の防止を推進してきた。

新たに平成30年度には岐阜県で26年ぶりに豚熱(CSF)^{※3}が発生したことから、県内へのCSFウイルス侵入を抑止するため、令和2年度に県東部県境域で経口ワクチンの散布を実施した(資料編P1,表1)。

※2 兵庫県森林動物研究センター：野生動物の生息地管理・個体数管理・被害管理を科学的、計画的に進める「野生動物の保護管理(ワイルドライフ・マネジメント)」に取り組むため、兵庫県が丹波市青垣町に開設した施設

※3 豚熱：豚熱ウイルスにより起こる豚やイノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴である。人に感染することはない。

(2) 評価

捕獲推進の結果、捕獲頭数は平成30年度には2万頭を超え、令和2年度は22,926頭となった。特に、有害捕獲頭数は平成27年度より約40%増加し14,480頭になるなど捕獲圧は向上しており、個体数の上昇を抑制している一因となっている(資料編P2,図2)。

被害対策については、県内における防護柵整備は令和2年度末で総延長10,183kmとなり、その効果も十分認められるなど着実に進められている(資料編P1,表2)。

これらの結果、イノシシによる農林業被害金額は減少し、令和2年度は1億8千2百万円となっている（資料編 P5, 図 8）。

一方、イノシシの分布域拡大により、農業被害の発生地域は拡大しており、耕作放棄地の増加や営農意欲の減退などの要因の一つとなっていることから、高被害地域での有害捕獲を促進するなど地域の実情に応じた被害対策を引き続き推進する必要がある（資料編 P8, 図 15）。

また、六甲山系のイノシシによる人身被害や生活環境被害については、有害捕獲強化や餌付け禁止などの対策が進められ、人身被害は大きく減少した。しかし、神戸市では「鳥獣相談ダイヤル」等を通じ、依然として市街地への出没通報があることから、今後も継続的な取り組みが必要となっている。

豚熱は令和3年3月に丹波地域で感染個体が初めて確認された後も、京都府との県境域や神戸地域、淡路地域で断続的に感染個体が発見され、感染拡大防止への取り組みが急がれる。

(3) 現状

ア 分布域

イノシシは、播磨南東部や家島諸島、沼島などにも分布が拡大し、瀬戸内海沿岸の一部を除くほぼ全域に生息している。また、六甲山系に隣接する神戸・阪神地域だけでなく東播磨・中播磨地域等の市街地周辺でも目撃数や捕獲頭数が増加するなど、イノシシの分布域は拡大している。

イ 生息状況

SPUE^{※4}による令和2年度の生息密度指標は、本州の中央部を中心に広い範囲で0.2以下を下回っている（資料編 P6, 図 10）。但馬や丹波などの生息密度が高かった地域でも、平成28年度から令和2年度までのSPUEは減少傾向にあるが、淡路では増加に転じた地域が多い（資料編 P6, 図 11）。

一方、くくりわなCPUE^{※5}は、SPUEよりも生息密度との相関性が高く、生息密度推定地域もSPUEよりも多くなることが近年示された。令和2年度のくくりわなCPUEは、神戸地域や播磨地域、淡路地域では0.4以上の高密度地域が多い（資料編 P6-図 12）。また、平成28年度から令和2年度までのくくりわなCPUEの推移を見てみると、本州南部と淡路地域では増加している地域が多い（資料編 P7, 図 13）。

※4 SPUE：1人の狩猟者が1日に目撃したイノシシの頭数の平均

※5 くくりわなCPUE：1基のくくりわな100日間で捕獲したイノシシの頭数の平均

ウ 被害状況

イノシシによる令和2年度の農林業被害金額は1億8千2百万円で、平成30年度から約4,000万円減少した（資料編 P5, 図 8）。

農会を対象に毎年実施している鳥獣害アンケート^{※6}の農業被害結果の「深刻」または「大きい」集落の割合は、令和2年度は26.6%と平成27年度に比べて約3割減少した。しかし、イノシシが分布している集落の約3割は依然として大きな被害が出ている（資料編 P8, 図 16）。

また、イノシシによる人身被害は近年減少傾向にあるが、生活環境被害に関する苦情は都市部の自治体に対して多数寄せられるなど、生活環境被害への対応が課題となっている（資料編 P3, 図 5）。

※6 森林動物研究センターが毎年実施している農業被害状況アンケート調査において、「深刻」「大きい」「軽微」「ほとんどない」「いない」の5段階に区分している被害程度のうち、「深刻」は生産量の30%を超える被害が出ている集落、「大きい」は30%未満の被害が出ている集落。また、集計には「いな

い」と回答した集落及び回答の無かった集落は除く。

6 管理の基本的な考え方

県内のイノシシの生息状況や被害状況を踏まえ、年度ごとに個体数管理や被害対策に取り組む順応的管理を行う。具体的には以下の手順で行う。

- ①捕獲数等のモニタリング調査や鳥獣害アンケートの結果に基づき現状を毎年把握する。
- ②防護柵の設置や加害個体の捕獲など被害対策や個体数管理に関する具体的方策を示した「年度別事業実施計画」^{※7}を策定し実行する。

※7 年度別事業実施計画は、「野生動物保護管理運営協議会」において、検討・協議した上で、県が作成し公表する。

7 管理の目標

(1) 農業被害の半減

適切な防護柵の整備や管理、加害個体の捕獲など被害防除に重点を置いた総合的な取り組みにより、市町ごとに農業被害の「深刻」または「大きい」集落の割合を半減させる^{※8}。

※8 集計には「いない」と回答した集落及び回答の無かった集落は除く。

(2) 生息密度の低減

- ①くくりわな CPUE が 0.2^{※9} 以上の市町・・・低減させる
- ②くくりわな CPUE が 0.2 未満の市町・・・上昇を抑制する

※9 令和2年度のくくりわな CPUE の県平均値

(3) 人身被害や生活環境被害の解消

市街地周辺等に生息するイノシシによる人身被害や生活環境被害の発生を解消する。

8 目標達成のための方策

(1) 被害防除

イノシシによる農業被害等の軽減は、捕獲による個体数管理だけでは図れないことから、地域の状況に応じた防護柵整備や加害個体の捕獲など総合的な対策を地域ごとに行う必要がある。そこで各地域の住民が主体となった被害対策を推進するため、県や市町、関係団体は以下について取り組むこととする。

ア 地域住民が主体となった体制づくりの推進

被害対策について、各地域の住民が主体的に取り組める体制づくりを指導する。

イ 防護柵の設置・点検・改善

各種事業を活用し、周辺集落との連携なども考慮した効率的な防護柵の設置を支援するとともに、設置した防護柵の定期的な保守点検並びに地際対策強化など防護柵機能の維持や改善を支援する。

ウ イノシシを引き寄せない集落づくりの普及指導

イノシシの集落等への出没を防ぐため、農地管理や生活環境の改善など指導する。また、集落境にある森林の刈り払いなどを地域住民が行う「住民参画型森林整備」を支援する。

エ イノシシの生活環境被害の防止と安全対策の普及指導

イノシシの人馴れを防ぐため、餌付防止や生ゴミ適正処理などの啓発活動について、地域住民と関係行政機関の連携した取り組みを支援する。

また、人の居住エリアをイノシシが徘徊するなどの危険事案発生時の対応方法と関係機関の役割等について、人身被害を引き起こさない体制整備を図る。

オ 高被害地域の捕獲推進

農地や市街地へ出没し被害を及ぼす個体の捕獲を推進するため、猟友会と農会や地域住民との連携強化を推進するとともに地域住民等が主体となった捕獲の取り組みを支援する。

(2) 捕獲にかかる担い手確保・育成と体制整備

イノシシの継続的かつ効果的な捕獲を推進するため、兵庫県立総合射撃場（仮称）の活用や捕獲者認証制度の検討により、行政や地域と連携して被害対策や捕獲に取り組む多様な捕獲者の確保・育成を推進するとともに適切な捕獲体制の整備に努める。

ア 担い手の確保・育成

- ① 農家や民間事業体など多様な捕獲の担い手の確保育成
- ② 地域ぐるみの捕獲を進めるリーダー（集落住民、狩猟団体等）の育成
- ③ 安全かつ高度な捕獲技術を有する認定鳥獣捕獲等事業者の育成
- ④ 狩猟免許新規取得者の捕獲技術及びコンプライアンスの向上
- ⑤ 狩猟の魅力を伝えることによる若手狩猟者の確保

イ 捕獲体制の整備

- ① 住民が主体となった集落ぐるみの捕獲体制整備
- ② 人里から離れた森林エリアでの林業事業体等を活用した捕獲体制整備
- ③ 鳥しょ部や分布拡大地域での生息状況把握と捕獲推進
- ④ 捕獲効率を高めるための捕獲方法の開発と普及

【参考】イノシシ捕獲に係る捕獲区分の基本的枠組み

分類	捕獲区分			
	狩猟（法第11条） （登録狩猟）	許可捕獲（法第9条）		指定管理鳥獣 捕獲等事業 （法第14条の2）
鳥獣の管理 （被害防止目的）		鳥獣の管理 （数の調整目的）		
目的	個人目的（レジャー、肉、毛皮の取得等）	農林業被害等の防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣 （卵、ひなを除く）	鳥獣及び卵	第二種特定鳥獣	指定管理鳥獣 （シカ・イノシシ）
実施時期	狩猟期間	許可された期間（通年可能）		事業実施期間
実施主体	狩猟者	市町村等	都道府県	都道府県、国の機関
捕獲の担い手		許可された捕獲者（農家、捕獲団体等）		認定鳥獣捕獲等事業者等
担い手区分	狩猟者※10 （ハンター：Hunter）	捕獲者※11 （カラー：Culler）		

※10 狩猟者（ハンター：Hunter）：個人目的の狩猟（Hunting）を行う一般狩猟者

※11 捕獲者（カラー：Culler）：駆除や間引き（Culling）を行う捕獲従事者

(3) 生息密度の低減

生息密度指標の高い地域では、くくりわな CPUE の低減を目安とした生息密度管理を行う。

なお、イノシシは個体数変動が激しい動物であり、生息数の推定は誤差が大きいことから、長期的な年間捕獲目標は設定しない。また、被害防止目的の捕獲に加え個体数調整を目的とした広域的な捕獲を行う。さらに、必要に応じて鳥獣保護管理法第 14 条に基づく狩猟の規制緩和措置を行う。

なお、下記の条件を満たす場合には、指定管理鳥獣捕獲の実施を検討することとし、実施の適否は年度別事業実施計画の策定時に判断する。

- ① 農林業被害又は生活環境被害が重大であること。
- ② 防護柵の設置など地域における被害対策が適切に行われていること。
- ③ 市町が、可能な限りの有害捕獲に取り組んでいること。
- ④ ③では不十分なためさらなる捕獲の取り組みが必要で、地元市町からの要望もあり、地元猟友会等との調整が図られていること。

(4) 生息環境管理

ア 野生動物共生林整備等の推進

広葉樹林の保全・復元や、針葉樹人工林の広葉樹林・針広混交への誘導など、野生鳥獣の生息環境に必要な多様な森林整備を図る。このため、県民緑税を活用して、「野生動物共生林整備^{※12}」や「針葉樹林と広葉樹林の混交整備^{※13}」を進める。また、獣害対策にも繋げることをねらいとして、地域住民が行う「住民参画型森林整備^{※14}」を支援する（資料編 P13, 表 7）。

※12 野生動物共生林整備：県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」のひとつ。野生動物と人とのあつれきが生じている地域において、人と野生動物との棲み分けのゾーンを設けるとともに、森林の奥地に共生林を整備するもの。

※13 針葉樹林と広葉樹林の混交整備：県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」のひとつ。手入れ不足の高齢人工林を部分伐採し、跡地に広葉樹を植栽してパッチワーク状の多様な森林に誘導するもの。

※14 住民参画型森林整備：県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」のひとつ。地域住民やボランティア等による自発的な「災害に強い森づくり」整備活動に対し、資機材等を支援するもの。

イ シカ対策推進による森林下層植生の回復

イノシシは食物を得たり、身を隠したり、子育てをするのに十分な下層植生を必要とする。しかしシカの生息密度の高い地域では、広葉樹林帯においてシカの食害による下層植生の衰退が著しく、イノシシの生息に適さない環境となっている。このため、シカ捕獲対策の推進を通じて、下層植生を回復させイノシシの生息環境を整える。

(5) 豚熱等感染症対策の実施

豚熱ウイルスの拡散を防止するため、捕獲個体の適切で確実な処理の実施と、捕獲従事者や狩猟者の防疫措置の徹底を図る。

(6) その他管理を推進するために必要な事項

本県のイノシシの管理を進めるにあたって、下記の取り組みに努める。

- ① イノシシの資源としての有効利用、活用できない個体の適正処理の推進
- ② 捕獲個体の効率的な処理体制の確保。
- ③ 人獣共通感染症対策の実施

9 モニタリング等調査研究

以下の項目のモニタリング調査等を行う。

(1) 生息状況調査

ア 出猟カレンダー調査

狩猟メッシュ別の性別捕獲数・出猟日・目撃情報を収集し、地域別の SPUE や CPUE の変化を把握する。

イ 有害捕獲実績調査

市町ごとの有害捕獲情報を収集し、集落単位の効果的な有害捕獲に活用する。

ウ 生息状況調査

自動撮影カメラ調査や痕跡調査により生息密度を把握し、生息密度推定方法の確立を目指す（資料編 P11）。

エ 捕獲個体調査

必要に応じて捕獲個体を調査し、性別構成・年齢構成・妊娠率・栄養状態・人獣共通感染症・遺伝子情報などを把握する。

(2) 被害調査

ア 鳥獣害アンケート調査

農業集落単位の農業被害と被害対策に関するアンケート調査を行い、農業被害の発生状況とその変化をモニタリングする。また、農業担い手個々についても同様のアンケート調査を実施する。

イ 生活環境被害状況の把握

都市部周辺等の生活環境被害に関する調査を行い、生活環境被害の発生状況とその変化をモニタリングする。

ウ 野生鳥獣による農林業被害調査

毎年、市町毎に被害作物や被害金額等の内容を調査する。

エ 野生動物共生林整備（バッファゾーン）等による被害軽減効果調査

事業により設置した人と野生動物の棲み分けゾーン（バッファゾーン）による農業被害軽減効果について検証を行う。

(3) 生息環境調査

ア 下層植生の衰退度とイノシシ生息密度の関連調査

シカの食害による森林下層植生の衰退状況とイノシシの生息密度との関連を検証する

イ 野生動物共生林整備事業等の効果検証

事業により実施した森林整備、植生保護柵等の効果について、事業実施後に検証を行う。